

導料」を廃止し、歯周治療における一時的な症状安定後の継続的な治療として歯周病安定期治療（仮称）を新たに評価するとともに、歯周基本治療及び歯周外科治療の評価について、歯科治療の実態に応じた見直しを行う。

第2 具体的な内容

1 一連の歯周基本治療等の終了後、歯周組織検査及びその他必要に応じて実施される検査により、一時的に病状が安定した状態であって、継続的な治療が必要と判断された患者に対して、病状の安定を維持し、治癒させることを目的として行う歯周病安定期治療（仮称）の評価を新設する。

(新) 歯周病安定期治療（仮称） 〇〇〇点

[算定要件]

- 1 歯科疾患管理料（仮称）を算定している患者であって、中等度以上の歯周病を有するものに対して、一連の歯周基本治療等の終了後に、一時的に症状が安定した状態にある患者に対し、歯周組織を維持し、治癒させることを目的としてプラークコントロール、機械的歯面清掃、スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング等を主体とした治療を実施した場合に1口腔につき月1回に限り算定する
2 歯周病安定期治療（仮称）の開始に当たっては、上記検査等の結果の要点や歯周病安定期治療（仮称）の治療方針等について、歯科疾患管理料（仮称）に係る文書を提供すること
3 2回目以降の歯周病安定期治療（仮称）については、前回実施した月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行うことを基本とする（歯周外科手術を実施した場合等重度の歯周疾患を有する場合を除く。）

2 歯周基本治療において実施されるスケーリング、スケーリング・ルートプレーニング等については、1回目の歯周基本治療終了後においても必要に応じて適時行う必要があることから、歯周病に係る指針の見直しを踏まえ、これらの処置の2回目以降の評価を新たに行うとともに、スケーリング・ルートプレーニング及び歯周ポケット掻爬については、評価の引き下げを行う。

Table with 2 columns: 現行, 改正案. Rows include 【歯周基本治療】 and 【歯周外科手術】 details.

3 歯周外科手術は、個々の歯の状況に応じて、一歯単位に評価して実施することが重要であることから、歯周治療の実態に合わせた、1歯単位の評価に改める。

Table with 2 columns: 現行, 改正案. Row includes 【歯周外科手術】 details.

Table with 2 columns: 現行, 改正案. Rows include 新付着手術, 歯肉切除術, 歯肉剥離掻爬手術.

4 歯周疾患による急性症状が発現した場合であって、特定薬剤を用いて症状緩解を図った場合の処置の評価を追加する。

Table with 2 columns: 現行, 改正案. Rows include 【歯周疾患処置】 and 【歯周外科手術】 details.

病院歯科機能の評価の見直し

第1 基本的な考え方

- 1 病院歯科においては、その専門的な診療機能等について評価がなされているが、現行の施設基準は、病院歯科の機能評価を行う上で、必ずしも実態に即したものとなっていないことから、現行の歯科診療報酬における地域歯科診療支援病院の施設基準を見直し、適切な機能評価を行う。
2 また、在宅療養を行っている患者に対して、地域において在宅歯科診療を実施している歯科診療所からの求めに応じて、病院歯科等において全身管理下での処置や手術及び入院を伴う歯科診療が必要になる場合があることから、在宅歯科診療を後方支援する病院歯科機能について新たに評価を行う。

第2 具体的な内容

- 1 現行の歯科診療報酬における地域歯科診療支援病院の施設基準を緩和し、適切な機能評価を行う。
(1) 地域歯科診療支援病院の施設基準の見直し

Table with 2 columns: 現行, 改正案. Rows include (1) 歯科医師が常勤3名以上配置されていること, (2) 看護師及び准看護師(以下「看護職員」という。)が2名以上配置されていること, (3) 歯科衛生士が1名以上配置されていること, (4) 次の各号のいずれかに該当すること.